「（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例（素案）」【概要版】

経済建設常任委員会提出資料
令和８年10月21日経済部

市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の実現を目指します。

① 安全・安心の確保
災害、生活環境・自然環境への影響を防ぎ、景観にも配慮します。

② 地域との共生
近隣住民等の説明、意見対応、地域への利益還元を求めます。

③ 事業の適正管理
設置から運用、事故、廃止・撤去まで、事業者が責任を持って管理します。

1　条例の主な内容

基本理念	再生可能エネルギーを地域の共有的資源として捉え、地域環境や防災、安全に配慮しながら、地産地消、地域経済の活性化につなげるとともに、地域住民等との十分な協議と合意形成のもとで、その利用を推進します。
対象事業	出力10kW以上の発電設備　（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその付属設設備） ※屋根などに設置する一定の設備は対象外
禁止区域の設定	法令により設備の設置が制限されている場所を事業区域に含めてはいけない「禁止区域」として設定します。
事前協議 住民等説明会	事業者は、事業の前に市長と事業計画を協議しなければなりません。協議完了後、近隣住民等への説明会を開催し近隣住民等からの意見要望を事業計画に反映させるよう努めなければなりません。
申請許可制	事業開始には市の許可が必要です。市は自然環境、景観、生活環境の保全、防災、関係法令遵守等の許可基準を設け、適合しなければ事業を許可しません。
保証金・保険	事故などで第三者に損害を与えた場合に備え、損害賠償責任保険への加入を義務化します。また、事業終了後における設備の撤去や廃棄のための費用の金融機関への預入れも義務化します。

2　事業の流れ

1	事前協議	事前協議書、事業計画で市と協議	設置前手続
2	住民説明	近隣住民等への説明会を開催　結果を届出	
3	許可申請	許可申請書を市へ提出　市が審査	
4	許可	許可を受けて事業を開始	
5	保証金・保険	損害賠償責任保険、撤去廃棄費用預入	
6	設置工事	着手・完了の届出、標識掲示、維持管理	工事
7	発電・定期報告	発電開始後定期的に市へ報告	発電事業中手続
	（事故・災害時）	設備損壊等が生じた場合は速やかに報告	
	（変更・承継）	計画変更は許可、承継は届出	
8	廃止・撤去	廃止届、撤去完了届	廃止手続

3　市による監督・実効性の確保

立入調査 → 指導・助言 → 勧告 → 命令
勧告や命令に従わない場合は、事業者名の公表等を実施します。

4　適用開始時期

条例案	公布	運用開始
令和８年度	令和９年３月末（予定）	令和９年７月１日（予定）